

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 2 月 1 3 日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 1 年 2 月 1 3 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 0 時 2 5 分
出席者	委員	加 藤 明 徳 古 内 明 森 繁 之 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 小 池 義 和 大 沢 洋 子 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫
欠席者	な し	
説明のため出席者	な し	
事務局職員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班主幹 川野同課調査班副主幹 坪井同課同班主査 田中庶務課長	

協議事項	市議会だより 1 月臨時号の発行について 平成 2 1 年相模原市議会 3 月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑通告期限 (4) 一般質問通告期限 (5) 議事日程 (6) 一般質問通告者数について (7) その他 ① 全員協議会の開催について ② 部会の開催について ③ 委員会行政視察の議決について ④ 6 月定例会会議日予定（仮案）について その他
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時30分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は11名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

市議会だより1月臨時号の発行について

○岸浪委員長 さがみはら市議会だより1月臨時号の発行についてを議題とする。

事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 市議会だより1月臨時号の発行について説明する。

1月臨時号については、さきにかかれた臨時会の審議のあらましを掲載し、発行するものである。発行日は3月1日、日曜日である。

具体的な内容については、資料1の割りつけ表により説明する。

1面の大見出しだが、「政令指定都市への移行 市民の意思を問う住民投票条例議案 賛成少数で否決」である。写真は、1月臨時会の住民投票条例議案に対する記名投票の様子を掲載予定である。記事については、一番上の題字の横に議会日誌を掲載し、大見出しの左のリードのほか、写真の下に議案の概要、右側に、本会議において行われた住民投票条例についての質疑のあらましを掲載し、その左に、条例制定請求代表者の意見陳述の概要を掲載する。また、左下には、3月1日発行日時点で開催中の3月定例会のお知らせを掲載する。なお、欄外には、定例号では2面の欄外に掲載している全会派名を掲載する。

2面だが、裏面をごらんいただきたい。右上に委員会の審査として、総務委員会での住民投票条例議案の審査のあらましを掲載し、その左に、議案審議結果一覧表である。委員会の審査の見出しの下から、住民投票条例

議案に対する討論要旨を掲載し、左下には、採択されたキャンプ座間からのゴルフボール飛び出しにかかわる意見書と、議会内会派の構成を掲載予定である。

○岸浪委員長 前回の委員会で発行については確認してもらっているが、あわせて、今の説明について、質疑、発言があったら願います。

――

ないようなので、本件は確認してもらった。

――◇○◇――

平成 21 年相模原市議会 3 月定例会の運営について

○岸浪委員長 3 月定例会の運営についてを議題とする。

事務局から、資料について説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 3 月定例会会議予定案について説明する。資料 2 をごらんいただきたい。

今期定例会は、2 月 19 日から 3 月 25 日までの会期 35 日間である。初日 2 月 19 日は本会議で、施政方針のほか、議案の提案説明がある。2 日目、3 日目が 2 月 27 日、3 月 2 日だが、代表質問・個人質疑が行われる。3 月 2 日、個人質疑終了後、各委員会への付託、その後、人事案件については説明から採決まで、陳情についても付託してもらう。3 月 4 日から 10 日までが各常任委員会で、総務、文教、環境経済、民生、建設の順番である。3 月 19 日、23 日、24 日の 3 日間が一般質問、最終日が 3 月 25 日、委員長報告、監査報告等を行ってもらう。なお、後ほど詳細は説明するが、備考欄にあるように、2 月 19 日の本会議終了後、議会運営委員会、3 月 4 日、総務委員会終了後、総務部会、3 月 5 日、文教委員会終了後、文教部会をそれぞれ願います。なお、今期定例会についての議会だよりのための議会運営委員会は、4 月 17 日を予定している。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 続いて、3 月定例会に付議される付議一覧について説明する。資料 3 をごらんいただきたい。

市長から提出される議案等は、議案 41 件、報告 3 件、合計 44 件であ

る。このうち、条例１８件の右側に、内２件議案未送付と記載してあるが、議案第４３号、議案第４４号で、２月１６日に配付する予定である。

議案の内容について簡単に説明する。１ページをごらんいただきたい。

議案第４号平成２１年度相模原市一般会計予算だが、総額２，０７４億円である。

議案第５号から議案第１４号までは各特別会計予算で、１０特別会計を合計すると、１，２３３億円である。

一般会計、特別会計の合計としては、３，３０７億円の予算規模である。

議案第１５号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例については、職員の定数改正で、表の一番下にあるように、７５名減員し、４，６４０名とするものである。

３ページをごらんいただきたい。議案第１６号相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例については、扶養手当、住居手当等の見直し、行政職給料表（１）、（２）及び消防職給料表の切りかえその他所要の改正をするものである。

議案第１７号相模原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、消防作業従事手当、特殊車両運転従事手当、境界査定業務従事手当の廃止、救急業務従事手当の支給要件の見直しをするものである。

議案第１８号相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、市長等常勤の特別職、教育長に支給する給与月額及び期末手当の額を減額するもので、減額期間は、平成２１年４月１日から平成２３年４月２１日である。

議案第１９号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、藤野中央公民館の公民館長の報酬に係る特例の廃止で、藤野中央公民館の新設に伴い、館長の勤務実態に変更が生じることにより、月額５万円の報酬となるものである。

議案第２０号相模原市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例については、整理退職等の場合の退職手当の基本額に係る規定を準用する規定の廃止、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

の要件の見直し、退職手当の基本額の算定方法の特例に係る規定の廃止その他所要の改正である。

議案第２１号相模原市立障害者地域活動支援センター条例については、精神障害者を対象とした相模原市立南障害者地域活動支援センターを、４ページの上段にあるように、仮称相模原市営南台Ｄ棟１階に設置するものである。

議案第２２号相模原市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例については、市立相模湖老人福祉センターを廃止するものである。

議案第２３号相模原市介護保険条例の一部を改正する条例については、平成２１年度から平成２３年度までの第１号被保険者の介護保険料について、保険料率の区分の追加、保険料率の改正その他所要の改正である。

５ページをごらんいただきたい。議案第２４号相模原市国民健康保険条例及び相模原市医療費助成条例の一部を改正する条例については、児童福祉法の改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を、相模原市国民健康保険の被保険者及び医療費助成の対象としない者とする規定の追加、医療費助成における養育者の定義の規定の追加で、これは国が対応するもので、市の国保の被保険者から外すということである。

議案第２５号食品衛生法の施行に関する条例の一部を改正する条例については、食品等事業者による食品等の自主的な衛生管理の促進、市民における安全な食の確保を図るため、営業に係る公衆衛生上構すべき措置の基準の改正である。

議案第２６号相模原市立ふれあい広場条例の一部を改正する条例については、相模原市立相武台ふれあい広場を設置するものである。

議案第２７号相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例については、公営住宅に単身で入居することができる者の条件の拡大、特定公共賃貸住宅に入居することができる者の条件及び同住宅から暴力団員を排除するための規定の追加、公営住宅法施行令の改正に伴い、公営住宅の家賃が増額となる既存の入居者に係る調整措置等の経過措置の規定の追加、南台団地の設置及び同住宅の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の追加その他所要の改正をするものである。

議案第 28 号相模原市営自動車駐車場条例の一部を改正する条例については、相模大野立体駐車場の設置に係る費用の償還の終了により、道路整備特別措置法の規定による料金の徴収を道路法と地方自治法の規定による料金の徴収に変更することに伴い、同駐車場の料金徴収根拠法令の規定の改正その他所要の改正である。

6 ページをごらんいただきたい。議案第 29 号相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例については、生活排水の適正な処理の促進を図るために、市が行う高度処理型浄化槽の設置、維持管理その他所要の定めをするもので、平成 21 年 7 月 1 日が施行日である。

議案第 30 号相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例については、市立総合体育館の冷暖房の設置に伴い、施設利用料金の額の改定と、弓道場の電気ヒーターの利用料金の額を定める規定の追加をするものである。

7 ページをごらんいただきたい。議案第 31 号工事委託協定については、都市計画道路相原宮下線立体交差工事で、工事の場所は元橋本町、協定の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社である。工事期間、工事の概要については、示したとおりである。

議案第 32 号包括外部監査契約の締結についてだが、契約の始期は平成 21 年 4 月 1 日、契約の金額は 1,560 万円を上限とするもので、契約の相手方は畑耕一氏、公認会計士で、同氏は、平成 19 年、20 年度も契約している方である。

8 ページをごらんいただきたい。議案第 33 号不動産の処分については、さきの 12 月の全員協議会で説明している土地の処分で、相模原市内の小倉にある市有林 24 万 5,530 平方メートルを処分するものである。相手方は相武国道事務所、売却価格は 5 億 1,100 万円である。

議案第 34 号損害賠償額の決定については、市道下水道施設による事故に係る損害賠償の額の決定をするものである。

議案第 35 号指定管理者の指定については、市立東林ふれあいセンターの指定管理者の指定で、指定管理者は財団法人相模原市都市整備公社、指定の期間は、本年 4 月 30 日から平成 24 年 3 月 31 日までである。

議案第 36 号市道の廃止については、売り払い要望に伴う 1 路線の廃止

である。

議案第 37 号市道の認定については、開発行為 15 路線と寄附 9 路線の合計 24 路線の認定である。

9 ページをごらんいただきたい。議案第 38 号道路整備特別措置法に基づく駐車場整備事業の変更についてで、道路整備特別措置法の規定により整備した相模大野立体駐車場の設置に係る費用の償還の終了に伴い、同法の規定による料金徴収期間を変更するもので、議会の議決をお願いするものである。

議案第 39 号平成 20 年度相模原市一般会計補正予算だが、8 億 3,500 万円。

議案第 40 号平成 20 年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算、3 億 1,600 万円。

議案第 41 号平成 20 年度相模原市下水道事業特別会計補正予算、マイナス 6 億 8,800 万円。

議案第 42 号平成 20 年度相模原市介護保険事業特別会計補正予算、2 億 4,700 万円である。

議案第 43 号相模原市手数料条例の一部を改正する条例については、議案が未配付になっている。長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づいて、長期優良住宅建築等計画の認定に係る事務の手数料の規定の追加で、行政庁については、その認定をすることになったので、手数料の規定の追加をするものである。

10 ページをごらんいただきたい。議案第 44 号指定管理者の指定については、さきの 12 月議会において議決してもらった相模原市立環境情報センターの指定管理者が、特定非営利活動法人として法人格を取得したことにより、再度、提案するものである。こちらも議案が送付されていないので、2 月 16 日に送付する予定である。

報告案件だが、報告第 2 号専決処分の報告については、工事請負契約である。相模原市営南台団地建設工事の変更で、483 万円の増額である。

報告第 3 号専決処分の報告についても工事請負契約で、公共下水道溝上大野台雨水幹線整備工事、1,355 万円の増額である。

報告第 4 号専決処分の報告については、10 ページから 11 ページにか

けて示してあるように、交通事故 2 件、道路関係 3 件、学校関係 1 件の合計 6 件である。

追加予定案件としては、人事案件が 10 件あり、固定資産評価審査委員会の委員の選任について、監査委員の選任について、人権擁護委員の候補者の推薦については 8 件ある。

監査報告は 10 件あり、現在、皆様のお手元に 7 件配付しており、3 件が未配付となっている。後ほど、時期が来たら配付する。それから、包括外部監査報告である。

資料 3－2 をごらんいただきたい。1、取り扱いを協議する陳情で、議場への「日の丸」掲揚実施の延期・見送り・見直しを求めることについての陳情が出ているので、後ほど協議をお願いする。

2 つ目として、提出が予定される請願・陳情だが、4 件が予定されている。

資料 3－3 は、取り扱いを協議する陳情の内容である。

資料 4 をごらんいただきたい。閉会中継続審査案件だが、陳情第 23 号神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）についてと陳情第 32 号電動車椅子買換えについて、いずれも民生委員会に付託されているもので、陳情第 23 号については、撤回請求書の受理済みで、撤回の上程の手続をする。

資料 5 をごらんいただきたい。3 月定例会日程案だが、第 1 日目の 2 月 19 日は、提案理由説明等である。2 ページ、通し番号 41、42、ゴシック体になっている議案は、未配付の議案である。

2 月 27 日は、代表質問・個人質疑である。

4 ページをごらんいただきたい。3 月 2 日も代表質問・個人質疑、終了後、各議案を委員会へ付託する。6 ページをごらんいただきたい。代表質問・個人質疑、委員会付託終了後、人事案件が上程される。通し番号 53 は、禁煙条例についての撤回の関係である。

本会議第 4 日目、3 月 19 日、5 日目、3 月 23 日、6 日目、24 日は一般質問である。

7 日目、3 月 25 日、最終日だが、委員長報告、採決などである。1 つ目としては、条例関係について、各委員長報告、質疑、討論、採決、次に

補正予算、続いて当初予算という流れである。その後、専決処分の報告案件、監査報告、包括外部監査報告である。

それから、1つ話をしなければならない件があるが、今、国で、平成20年度の第2次補正予算と、それに伴う関連法案が審議されている。現在のところ、衆議院で可決され、参議院に送付されている。今のところ、いっとうなるかは読めない状況だが、これが可決されると、平成21年度の予算にも影響が出てくる。通常だと、皆様にお配りしている平成21年度の当初予算書の中に全部入っているが、介護保険事業特別会計については、国の議決により内容が変わってくるので、もしそういう状況になったら、1回撤回の手続きをして、新たに提出するということで別冊にしているので、了解してもらいたい。

あわせて、23号介護保険条例の一部改正条例についても、差しかえになる予定である。

同じく、定額給付金の関係とか子育て応援特別手当についても、予算関連法案が可決されると、20年度の一般会計補正予算等へも影響が出てきて、あわせて、補正予算の追加提案ということも考えられるので、議案を提出できる環境が整った段階で、改めて議会運営委員会を開催し、日程等について説明し、協議してもらおうということで了解してもらいたい。

○岸浪委員長 資料3-2の陳情の取り扱いの関係については、後ほど協議してもらいたい。

それ以外の説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。――

それでは、(1)会期、(2)会議開催日、(3)代表質問・個人質疑通告期限、(4)一般質問通告期限、ここまではいいか。――

議事日程の関係で、発言があったらお願いします。――

今、課長から話があったが、国の動向の中で、介護保険料でいろいろ変更があるやに聞いているし、定額給付金あるいは子育て応援支援金、3月の会議期間中にどういう形で処理すればいいのか、また改めて協議してもらおうことになると思うが、この件についてはいいか。――

それでは、陳情の取り扱いについて、改めて協議をお願いしたい。

この関係は、6月に日の丸掲揚という陳情が上がって以来、9月、12月とそれぞれ陳情が出され、その都度、議運で協議し、本会議に報告し、

陳情を処理してきた経緯があるが、また改めて、3月定例会に出された。一方で、議長に、早く協議を終えてほしいという要望書が提出されており、その写しが回ってきている。そんな流れの中で、この陳情についてどう取り扱うか、協議してもらいたい。

共産党。

○藤井委員 定例会を変えて出されてきた陳情だから、やはり、議題として扱うべきだと思う。ただ、議論の中身として、我々がどういうふうに行うかというのは、やはり、進展があつてしかるべきと思うが、それは議論の中身の問題で、扱いとしては、上程して、付託ということだと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 私も共産党と同意見である。別の定例会なので、内容はともかくとして、扱うべきではないかと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 認識を確認したいが、昨年6月に国旗を掲揚してほしいという陳情を採択して、その後、いろいろ議論もしてきたし、また、反対に、掲揚しないでくれという陳情も多数出されて、その中でも議論はしてきた。議運のメンバーも任期1年の中で、また、それに縛られるわけではないが、陳情が出されて採択して、もうすぐ1年を迎えようとしているところで、陳情者から、もう1年たつという要望書が出されたという現状もあり、その中で、議題に上げていこうという議運の中での共通認識だったと思うが、その是非とか、市民感情とか、さまざまな意見を含めて、では、どうあるべきか、掲揚方法とかスケジュールとかを含めて話し合っていこうという議論が始まったところだったのではないかと考えている。今、陳情を見た感じでは、これまで反対してきた内容と特段変わらないという印象を受けるが、これまでの経緯は十分尊重してという中であれば、また、市民から出たものに対して、陳情として取り上げて話していくことはいいのではないかと思う。しかし、前段の共通認識部分が崩れてしまうと、おかしいことになると思う。

○岸浪委員長 12月の同趣旨の陳情処理の扱いについて、皆さんから意見をもらって、議運の日程に上げることを確認した。正副委員長でも話をしてきたが、1月から2月にかけて、3月定例会前に、議運の中で1

回話をということを考えていたが、臨時議会が入ってきて、協議をするいとまがなかった。３月定例会終了後、次回の議会だよりの編集にかかわる議運、もしくは、その前段として、皆さんに集まってもらって議論してもらおうという考え方を持っていた。皆さんからも、陳情は陳情として、また、議会の議論として、やはりきっちりやっていくべきだという意見ももらっているの、そんなことも一方で考えていたが、今回、改めて陳情が出されたことについて、今、３会派から、陳情の取り扱いについて話があった。中身の議論として、陳情の取り扱いの議運の中で、皆さんの同意が得られれば、もう少し突っ込んだ議論をあわせてやっていければという思いも今感じたが、それらも含めて、何か意見があったら願います。――

では、この陳情の協議に当たっては、今までの経緯を含めて、委員会として突っ込んだ議論をさせてもらうことを考えている。

無所属クラブ。

○東條委員 了解だが、もともとこの陳情そのものの取り扱いを議会運営のための議運で協議することについて、中身の話がオーバーラップしてしまうのであってはならない。ごく基本のところ、その部分はきちっとしておかないと、どんどん入り込んでしまう可能性を秘めているのではないかというところを危惧する。

そういう意味からすると、基本的には、すべて付託していく形にすることなので、同じ議会の中でということであれば話は別だが、別の定例会で同じようなものが出てきたときは、やはり、上程を協議することにちょっと不自然さを感じるのが実感である。

○岸浪委員長 それは日の丸掲揚に限ってか。

○東條委員 違う。何でもということの中で、何をどうするかということ、これを議会の運営という部分で話をするのは――そうはいうものの、内容に踏み込まないとできないわけで、非常に難しい話だと思うので、そういう意味では、できる限り協議をやらないというのが基本ではないか。そういうことに私は危惧を感じているので発言した。

○岸浪委員長 今まで、その都度、いろいろな形で議論した。陳情で継続になっている電動車椅子の関係もあったし、同趣旨の陳情については、この日の丸がいい例で、９月、１２月も同じような形で行ってきた。陳情

の取り扱いについては、事務局が窓口になっており、それ以降、流れがあるが、議運の正副委員長で決めるわけにもいかないし、窓口で決めるわけにもいかないということで、議運の皆さんに協議してもらっている。今の意見は意見として、今後、いろいろな内容の陳情があるから、その都度、相談したいと思う。

新政クラブ。

○阿部委員 今の東條委員の話は、請願・陳情の取り扱いについて、相模原市議会として既に結論を出したもので、その後、特段の状況変化がないと認められるものに該当するかどうかをこの場で協議してくれということにかかっているものだという話で、新政クラブとしては、特段の状況変化はないのではないかという意見は持っているが、そうではない重みがある部分、それから、まだ協議は必要だという意見が他会派の中にあるということだから、やはり、その部分は尊重しなければいけないということで、日程に上げることはいいのではないかと考えている。

○岸浪委員長 では、陳情の取り扱いについては、日程に追加して協議していくことにする。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 今、陳情について、取り上げるということで、議会運営委員会の開催をしなければならない。資料2の日程案をごらんいただきたいが、3月11日、議会運営委員会をお願いしたい。

○岸浪委員長 3月11日は建設委員会の予備日が入っているし、議運に建設委員会のメンバーもいる。

○佐藤議事調査課長 失礼した。3月12日をお願いします。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 東農業委員会のことだが、12日の10時から農政対策特別小委員会があり、私と阿部委員が入っている。

○東條委員 議運を午後からにしたらどうか。

○岸浪委員長 12日の午後という話があったが、いかがか。――

では、12日の午後1時から議運を開催する。

（6）一般質問通告者数についてだが、前回、新政クラブと創史会で調整するというので、結果について報告願いたい。

新政クラブ。

○中村委員 創史会と協議した結果、3月は新政クラブが7名、創史会が1名ということで話がまとまったので報告する。

○岸浪委員長 では、そういうことで確認をお願いします。

(7) その他に入る。

事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 (7) その他だが、1点目として、全員協議会の開催をお願いしたい。内容は、政令指定都市移行に向けての取組状況について、新しい交通システム導入基本計画(案)についてである。資料は、2月17日のなるべく早い時間帯に配付するということでした承してもらいたい。

裏面をごらんいただきたい。②部会の開催についてだが、総務部会の案件として、消防力整備計画の策定について、文教部会の案件として、(仮称)津久井ふるさと村自然体験教室整備事業の進捗状況等についてである。

3つ目として、委員会行政視察の議決について、最終日だが、資料7をごらんいただきたい。平成21年度の行政視察を行うに当たって、この表に記載の項目について、他都市の調査を閉会中も行うことができる旨の承認を求めるもので、議会運営委員会、特別委員会についても同様とする。

○岸浪委員長 いかがか。――

では、この件については確認してもらった。

続いて、6月定例会の仮案について、事務局から説明をお願いします。

事務局長。

○今田議会事務局長 平成21年6月定例会の仮案について説明する。資料8をごらんいただきたい。

5月29日から6月30日までの会期33日間の提案である。初日が5月29日で提案説明、2日目が6月8日、代表質問・個人質疑、1日あけて、10日から翌週の16日までが各常任委員会、25日、26日、29日の3日間で一般質問、最終日が6月30日になる。なお、6月定例会のための議会運営委員会は、5月22日をお願いしたい。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願

いする。――

ないようなので、一応の仮案ということで示した。

――◇○◇――

その他

○岸浪委員長 その他を議題とする。

発言があるか。――

ないようなので、その他を終わる。

国の動きの関係もあり、再度、議運の開催が想定されるが、また協力をお願いします。

次回の議事運営のための議会運営委員会は、3月25日本会議終了後に開会する。

以上をもって議会運営委員会を閉会する。

午前10時25分 閉会